

令和6年 第9回 定例教育委員会 会議録

招集日時	令和6年9月24日 午後6時30分			
開会日時	令和6年9月24日 午後6時30分			
閉会日時	令和6年9月24日 午後7時30分			
開催場所	ふじみ野市役所 第2庁舎3階 B301会議室			
教育長	朝倉 孝			
委員出席状況	席番	氏名	出席別	説明のため出席した者
	1	富田信太郎	出席	教育部長 山中 昇 社会教育課長 木村 裕之
	2	茂井万里絵	出席	教育総務課長 内田 和明 主幹兼上福岡西公民館長 内田 徳子
	3	西山 幸吉	出席	学校教育課長 石川 聖徳 主幹兼上福岡歴史民俗資料館長 井上 樹朗
	4	吉野 榮	出席	学校給食課長 山崎 純
			主幹兼おどり学校給食センター所長 大高 修一	
書記	教育総務課係長 田島 輝	傍聴人数	0人	
<b>会 議 概 要</b>				
議 事 等				
報告第32号	専決処理に関する報告について（ふじみ野市立東原小学校増築棟整備事業建設工事請負契約の締結について）			
報告第33号	教育委員会委員の任命について			
報告第34号	令和6年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について			
報告第35号	食物アレルギー対応食の配送に係るチェック体制について			
第35号議案	ふじみ野市立東原小学校増築棟建設業務プロポーザル選定委員会設置規程を廃止する訓令（可決）			
第36号議案	ふじみ野市就学援助実施要綱の一部を改正する告示（可決）			
第37号議案	令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針及び令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について（可決）			
第38号議案	ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて（可決）			
(午後6時30分)	○開会の宣告			
教育長	ただ今から、令和6年第9回定例教育委員会会議を開会いたします。			

<p>教育長</p>	<p><b>○会議録の承認</b></p> <p>まず始めに、前回の定例会会議録の承認についてです。</p> <p>事前に委員の皆様にお配りしておりますが、何か確認事項等がございますか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>特にないようですので、この内容で承認してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、会議録につきましては、この内容で承認いたします。</p> <p>後ほど、委員の皆様のご署名をお願いします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○教育長からの報告</b></p> <p>次に、報告をさせていただきます。</p> <p>(報告)</p> <p>以上、何点か報告させていただきましたが、確認事項等がございますでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>(確認事項なし)</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○本日の議事</b></p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>本会議に提案させていただいた議事の件数は、報告事項4件、議案4件です。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告理由の説明</b></p> <p>それでは、教育部長から報告事項4件の報告理由の説明をお願いします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>(報告理由の説明)</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○報告第32号</b></p> <p>それでは、報告第32号「専決処理に関する報告について（ふじみ野市立東原小学校増築棟整備事業建設工事請負契約の締結について）」、教育総務課長より報告をお願いします。</p>

教育総務課長

資料をご覧ください。この度、9月の市議会定例会に提出した議案の写しになります。

この議案は、8月27日に議会に議案の追加として提出し、9月4日の総務・教育常任委員会での審議を経て、9月25日に市議会本会議にて採決いただく予定のものでございます。

議案追加の経緯でございますが、9月議会の通常の議案提出期限は、8月2日でしたが、プロポーザルによる業者選定が8月21日、その後、優先交渉権者となった事業者との仮契約日が8月26日となったことから、追加議案として提出可能な期限の8月27日に議案の追加として提出したものでございます。

「契約の概要」をご覧ください。工事名は、ふじみ野市立東原小学校増築棟整備事業建設工事、契約方法は随意契約、契約金額は税込746,900,000円、契約期間は契約日から令和8年7月31日までとなり、令和6年度から令和8年度7月末までの継続工事となります。

契約の相手方は大和リース株式会社 さいたま支店、建物概要は鉄骨造 地上4階建て、工事対象床面積は全体で約1,200平方メートル、主な工事内容としましては、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、解体工事となっております。

次に、ふじみ野市立東原小学校 増築棟建設業務プロポーザル選定委員会での審査報告書になります。

この、審査結果報告書は、7名の委員の審査得点の平均点を総得点としており、応募は1社で得点は64.5点となり、基準点の60点を越えていることから優先交渉権者としています。

工事場所は、次の頁の資料「配置図」にある、職員室棟を解体して、増築校舎を建設するものでございます。

工事着手にあたっては、学校や事業者と協議、調整を行い、令和7年度の夏休み前後から解体工事に着手できるよう、設計等を行い、工事の際は、仮囲い、敷き鉄板、足場等を設置し工事エリアを分け安全確保を図ってまいります。

安全対策につきましては、児童及び学校関係者と工事関係者の動線を明確に分離し、工事車両の進入は、正門から入る経路を活用し、通学時

	<p>間をさけ、出入り口には交通誘導員を配置するなど、児童及び学校関係者の安全対策を最優先に工事を行ってまいります。</p> <p>見積調書を御覧ください。</p> <p>見積合わせは、8月23日午後3時に行いました。金額、対象事業者は資料のとおりでございます。</p> <p>「会社（契約の相手方）概要」は、契約の相手方である、大和リース（株）の会社概要でございます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>東台小学校にはエレベーターがありますので、同様にエレベーター設置を計画しています。また、両校とも、非常に地域との結びつきも強いことから、地域と連携するためのスペースも検討に加えています。また、職員室及び特別教室などを配置する考えでございます。これらが統合に際して、両校の保護者に示した1つの案でしたので、ここで議決をいただいて実施ができるということになります。</p> <p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。</p>
<p>教育長</p>	
<p>吉野委員</p>	<p>契約金額が高額だと思うのですが、随意契約とした理由を教えてください。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今回はプロポーザルによる選定を行っております。プロポーザルというのは、各業者からの提案を受けまして、提案内容等がもっとも優れた業者を優先交渉権者として1社選定します。そのような、事前の審査を経ておりますので、その結果、優先交渉権者との契約は、随意契約になってしまいますが、競争性のあるプロポーザルという手法を選択しているところでございます。</p> <p>また、結果的には1社しか応募がなかったものですが、プロポーザルを実施する上でも、JV方式という設計業者と建設業者が1つの事業体として、参加いただけるような形ですとか、工期を十分に見るような配慮もしましたが、今回の事業については、他の業者からは結果的には手を挙げてもらえなかったということでございます。</p>
<p>吉野委員 教育総務課長</p>	<p>総得点が64.5というのは、平均的なのでしょうか。</p> <p>60点を基準点として示しておりますので、要件は満たしている形に</p>

<p>教育長 各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>なります。 ほかにご質問・ご意見はございますか。 (なし) この報告の内容については、よろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございました。</p>
<p>教育長  教育総務課長</p>	<p><b>○報告第33号</b> 次に、報告第33号「教育委員会委員の任命について」、教育総務課長より報告をお願いします。 資料をご覧ください。こちらは、令和6年第3回ふじみ野市議会定例会において、市長から提案されました第67号議案「教育委員会委員の任命について」の資料となります。 内容といたしましては、提案理由にありますとおり、教育委員会委員 富田 信太郎氏が令和6年12月11日をもって任期満了となることに伴い、後任として星野 弘明氏を教育委員会委員に任命するため、法令等の規程に基づき提案されたものでございます。 本議案は、9月2日(月)の本会議にて議案の審議が行われ、質疑、討論は無く、全会一致で任命する事に同意を頂いたところでございます。 説明は以上です。</p>
<p>教育長  富田職務代理</p>	<p>ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。 私の後任という形になります星野 弘明氏が、この度議会で承認されたということで、私としては安心しております。ふじみ野市の教育行政の推進のためにいろいろと活躍いただけることを期待しております。</p>
<p>教育長 各委員 教育長 各委員 教育長</p>	<p>ほかにご質問・ご意見はございますか。 (なし) この報告の内容については、よろしいでしょうか。 (了承) ありがとうございました。</p>

<p>教員長</p> <p>教育総務課長</p>	<p>○報告第34号</p> <p>次に、報告第34号「令和6年第3回ふじみ野市議会定例会一般質問の概要について」、教育総務課長より報告をお願いします。</p> <p>一般質問については、9月13日（金）から17（火）、18日（水）の3日間にわたって行われ17人の議員から大きな項目で55項目にわたり質問がございました。</p> <p>このうち教育部に関する質問は、11人の議員から16項目の質問がありました。議員別の質問事項や答弁要旨につきましては、お手元の概要資料のとおりとなっております。質問概要をご説明いたします。</p> <p>坪田 敏孝議員からは、2点、「ボランティア活動の振興」の項目で「小・中学校におけるボランティア活動の学習」についてと「STEAM・理系教育の推進」の質問を頂いております。ボランティア活動については、学ぶ機会の概要や中学生のボランティアの参加実績などを、STEAM・理系教育については、その実践状況についてお答えしております。</p> <p>次に、古越 孝子議員からは、「子ども達が安全に安心してインターネットが利用できるように」の項目で、「学校や家庭においてSNSによる犯罪被害から児童生徒や保護者を守るための取組について」2点の質問を頂いております。インターネットの安全な利用方法の周知・啓発方法や対応状況などをお答えしております。</p> <p>次に金濱 高頭議員からは、「近年の異常な猛暑への対策」の項目で、「小・中学校での対策」について、2点の質問を頂いており、熱中症等の防止の対応策などをお答えしております。</p> <p>次に加藤 恵一議員からは、大きな項目で2点、「おいしいふじみ野市の給食」と「古墳のまちふじみ野」についてのご質問を頂いております。</p> <p>「おいしいふじみ野市の給食」に関しては、「本市の学校給食を広く発信するために 市報での特集掲載や 展示会を行っては」など3点、質問を頂いております。</p> <p>また、「古墳のまちふじみ野」に関しては、「本市の古墳PR策として古墳マップ・御墳印・御墳印帳・古墳カードを作成しては」など3</p>
--------------------------	---

点、権現山古墳や周辺の緑地公園、文化財との連携、活用に関する質問を頂いております。

続いて、民部 佳代議員からは、「東台小学校の施設開放」に関して、「来年度以降のグラウンド・体育館の施設開放」、「校舎の施設開放」、「利用時間の拡大は」について3点の質問を頂いております。

次に、板倉 篤議員からは、大きな項目で「日本版DBS施行に向けて」と「熱中症予防について」のご質問を頂いております。

「日本版DBS施行に向けて」では、「法律施行へ向けた対応」などで「児童対象性暴力防止の取組にどのような変化が見込まれるか」など3点の質問を頂いております。

日本版DBSとは、子どもに接する仕事に就く人に、性犯罪歴がないか確認する制度となっています。その法律施行へ向けた対応についての質問となっております。

また、「熱中症予防について」では、「学校の体育授業等及び部活動における熱中症予防策について」で「市内公立小・中学校の管理下における熱中症事例は」など、3点の質問を頂いております。

次に、鈴木 啓太郎議員からは、「公民館の政治性格」の項目で4点、また、「教育機関の中立性」の項目で2点の質問を頂いております。公民館内におけるポスター・チラシ類の掲示・配架に関する質問となっております。

次に、鈴木 宏樹議員からは、「市内小学校の歯科衛生や口腔(こうくう)ケアに関して」の項目で、「小学校児童全体の口腔状況把握について」4点の質問を頂いております。

次に、山田 敏夫議員からは、大きな項目で2点「学校プールについて」と「公教育の質を高めることについて」のご質問を頂いております。

「学校プールについて」は、「学習指導要領における水泳授業の位置付けについて」、「民間委託と今後について」、「学校プールの廃止と跡地利用等について」の3点の質問を頂いております。

また、「公教育の質を高めることについて」の項目では、「小・中学校の公教育の質を高め、一人一人に合った学びを実現していくために必

教育長

要とされる具体的な施策について」の質問を頂いております。

次に、床井 紀範議員からは、「市内の小・中学校や周辺地域における火災延焼防止対策について」の項目で、「二方向避難を前提として防災訓練の実施を」と「建物等の火災延焼防止対策の現状は」の2点の質問を頂いております。

最後に、小林 憲人議員からは、「ネットリテラシーに関して」、「児童生徒への啓発について」と「家庭内での取組について」の2点の質問を頂いております。

それぞれの質問に対する答弁の内容は、お手元の報告書のとおりでございます。説明は以上です。

今回の議会の答弁の中で、一つ私の方で直接お話をさせていただいたのは、ネットリテラシー、いわゆるSNS等の危険性が増しているのではないかと、ということです。

それに対して学校はどうしているのか、あるいは教育委員会はどのようなチェックをしているのか、ということをお問い合わせ頂いた議員が数名おりました。基本的にいろいろな対策を取り、ハードの面でもソフトの面でも対策をとっております。また、県が作成しているチェックリストを保護者にも渡しております。

私の方で答えさせていただいたのが、ネットが原因で不登校になったり、性犯罪に巻き込まれたり、あるいは当事者になるということがあるかもしれません。しかし、本当の原因がネットにあるのか、もっと別なところに原因があって、結果としてネットを使っただけにすぎないといったケースもあると思います。ネットが原因ではなくてきっかけに過ぎない、そういう考え方も必要だろうと思っています。

今のネット社会の問題、モラルの問題というのは大人の問題でもあり、なかなか解決できていない中で、子供に活用させようとするところに無理があります。だからといって、学校で何もしないわけではなく、学校も最大限の努力はしていきます、というお話をさせていただきました。

ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。

吉野委員	金濱議員の猛暑への対策の中で、全小中学校にWBGT計測器を設置とありますが、その計測器はどのようなものなのでしょうか。
学校教育課長	気温、湿度、輻射熱から算出される暑さ指数を計測する機械で、暑さ指数が31以上の場合は、運動禁止等のガイドラインを定めております。
吉野委員	教室やグラウンドで測る計測器ということですか。
学校教育課長	グラウンド、それから体育館や教室、あるいは持ち出して測る場合もございます。
教育長	ほかにご質問・ご意見はございますか。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	<p><b>○報告第35号</b></p> <p>次に、報告第35号「食物アレルギー対応食の配送に係るチェック体制について」、これは前回、モニタリング結果の中で問題となった食物アレルギー対応食の配送について、意識改革だけではなく、システム面でも変えていって欲しいというところで、学校給食課の方で対応した内容でございます。では、学校給食課長より報告をお願いします。</p>
学校給食課長	<p>なの花学校給食センターでは、市内小中学校全校の食物アレルギー対応食（以下、「対応食」という。）を調理・配送しております。対応食は「卵乳除去食」の1種類で、卵と乳のみが除去されております。卵、乳以外にもアレルギーを持つ子供たちの場合は、対応食であっても取り除きが必要で、必要に応じて家庭から代替品を持参する等の対応になります。この対応は、基本食と同様の取扱いになります。</p> <p>この対応食の提供につきまして、令和5年度に2件の配送誤りがありました。</p> <p>1件目は、カゴの名札（個人カード）とランチジャーの名札（ラベル）が異なっていました。</p> <p>2件目は、コンテナに違う小学校の対応食が入っていました。</p>

いずれも学校の配膳室で事前に誤りに気づき、給食の提供には影響はありませんでした。しかしながら、給食センターではこの配送誤りを受け、配送の際のチェック体制の見直しをいたしましたので、その改善点について御報告致します。

まず、資料4枚目にございます個人カードをご覧ください。

対応食は、個人ごとの専用のカゴに、料理の入ったランチジャー等を入れて提供しています。各カゴにはそれぞれ学校名・学年・クラス・氏名の記載されている「個人カード」が付いていて、児童生徒を特定しております。調理員や配送員等は各工程完了後に、この個人カードに確認印を押印しております。また、これまで市栄養士も、確認行為は行っておりましたが、個人カードには確認印の押印欄がなかったので、認識強化を図るため、市栄養士押印欄を追加しました。

これを踏まえまして、お手元の資料の2枚目をご覧ください。赤字部分が新たに追加した点検箇所でございます。対応食は、対応食専用調理室で調理・盛り付けされ、コンテナ室で各学校のコンテナに格納し、配送員が各学校に配送します。

調理室では、盛り付け前と盛り付け後に、児童生徒ごとの「カゴのランチジャーと個人カード」に相違がないかを確認します。まず、盛り付け前の照合の際、これまでは手際を優先してランチジャーを奥側に配置していたのですが、個人カードとの照合をしやすいするため、ランチジャーを手前側に配置するようにしました。

また、盛り付け前に東洋食品調理員と市栄養士、盛り付け後は東洋食品栄養士が確認を行っていましたが、盛り付け後にも市栄養士による確認を追加しました。盛り付け終了後の確認が終わると、対応食はコンテナ室に運ばれます。

なの花学校給食センター受配校とあおぞら学校給食センター受配校では、配送するコンテナと配送業者が異なるため、お手元の資料は二段で表示しております。なの花受配校は基本食と併せて学校に配送します。そのため、対応食を入れるコンテナには「AL食」というラベルを貼付して識別しております。

一方、あおぞら受配校は上蓋を開けるタイプのミニコンテナで対応

食だけを配送します。基本食のコンテナと型が異なり識別できることから、こちらには「AL食」の表示はありません。

コンテナ室では、コンテナの配送先学校名と対応食が入ったカゴ（個人カード）に相違がないかを確認します。コンテナ室に運ばれた対応食ですが、なの花受配校分は、調理員が各学校の対応食を入れるコンテナの「上」に対応食のカゴをセットし、あおぞら受配校分は、各学校のミニコンテナにセットします。その後、配送員、東洋食品栄養士、市栄養士でカゴとコンテナの組み合わせの最終チェックを行います。

これまでは、なの花受配校分は、コンテナの上に置かれたカゴの学校名とコンテナの学校名を配送員・東洋食品栄養士・市栄養士の3人で確認していましたが、あおぞら受配校分については、配送員はカゴの学校名とミニコンテナの学校名を確認するのではなく、「カゴの中のランチジャーと個人カード」の照合をし、東洋食品栄養士・市栄養士の2人がカゴの学校名とミニコンテナの学校名を確認しておりました。しかし、配送員が確認している内容は配膳室において既に3回行っており、コンテナ室で確認すべき内容ではないことから、なの花受配校分と同様にカゴの学校名とミニコンテナの学校名を照合することに改めました。

さらに、最終チェックとして、市栄養士がすべての確認事項を間違いなく確認したうえで、個人カードの市栄養士確認欄に押印することとしました。

各学校の配膳室に届いたあとの確認は資料3枚目のとおりです。これまでに発生した配送誤りは、配膳室の段階で気付き、提供誤りには至っておりません。昨年度に発生した配送ミスポイントは、「カゴ（個人カード）とランチジャー」の相違、「カゴ（個人カード）とコンテナ」の相違の2点でございます。これらが改善できるよう、確認を行う担当者と確認内容を明確にすること、押印を求めることで担当者としての自覚を促すことが必要と考えております。また、併せて、確認印の責任と重要性も伝えていきたいと考えております。

報告は以上となります。

教育長	ただ今の報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	この報告の内容については、よろしいでしょうか。
各委員	(了承)
教育長	ありがとうございました。
	<b>○提案理由の説明</b>
教育長	次に議案の審議に移ります。
	それでは、教育部長から議案4件の提案理由の説明をお願いします。
教育部長	(提案理由の説明)
	<b>○第35号議案</b>
教育長	それでは、第35号議案「ふじみ野市立東原小学校増築棟建設業務プロポーザル選定委員会設置規程を廃止する訓令」の説明を教育総務課長よりお願いします。
教育総務課長	この規程は、先程の報告第32号でご説明したふじみ野市立東原小学校増築棟整備事業を実施するにあたり、プロポーザル方式にて業者選定を行うため整備した規程でございます。
	この度、令和6年8月21日(水)の会議にて、業者選定を行い、その役割を終えましたので規程を廃止するものでございます。
教育長	この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	ご質問がないようですのでお諮りいたします。
	第35号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第35号議案は、原案のとおり決定いたします。
	<b>○第36号議案</b>
教育長	次に、第36号議案「ふじみ野市就学援助実施要綱の一部を改正する

<p>学校教育課長</p>	<p>告示」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p> <p>令和4年2月に策定された「ふじみ野市デジタルトランスフォーメーション（DX）推進方針」に基づき、本市において推進している行政手続きのオンライン化に対応し、保護者の負担を軽減するため、就学援助の申請受付について、これまでの申請書による申請に加え、保護者のスマートフォンなどから本市で導入している自治体専用デジタル化総合プラットフォームを使用した電子申請の受付が可能となるよう、申請に関する規定及び申請書の様式を一部改正するものです。</p> <p>本案が議決いただけました場合は、電子申請が可能である旨をご案内のうえ、便利で申請しやすい環境整備を図り、援助が必要な保護者に対して適切な就学援助の支給ができるよう取り組んでまいります。</p> <p>説明は以上となります。</p>
<p>教育長</p>	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
<p>各委員</p>	<p>（なし）</p>
<p>教育長</p>	<p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第36号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>（賛成）</p>
<p>教育長</p>	<p>賛成総員と認め、第36号議案は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>教育長</p>	<p><b>○第37号議案</b></p>
<p>教育長</p>	<p>第37号議案「令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針及び令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項について」の説明を学校教育課長よりお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>県費負担教職員の当初人事異動については、埼玉県が「教職員人事異動方針」及び「教職員人事異動方針細部事項」を定め、それに基づき進められております。ふじみ野市においても県の方針及び細部事項に則り進めるため、「令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」並びに「令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を定めました。</p> <p>県の方針・細部事項につきましては、昨年度とくらべほぼ変更はござ</p>

いません。

「令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動の方針」を御覧ください。「1 基本方針」は、(1)から(7)までの7点です。教育界の活性化、気風の刷新、適材適所の配置、人材育成、教育の機会均等、計画的な人事異動、新採用教職員の配置、役職定年後の教職員及び再任用職員の配置、障がいのある教職員の雇用などについて示されています。県の方針では、女性教職員の管理職への登用という文言が入っておりますが、管理職への登用は、県が行うものであるため市の方針からは削除させていただいております。

続いて、「令和7年度当初ふじみ野市立小・中学校教職員人事異動方針細部事項」を御覧ください。

1 基本方針です。新採用教職員については、人材育成の観点及び学校間の教職員組織の均衡を勘案して配置されます。役職定年後の教職員や再任用職員については、役職定年時や退職時における勤務校を所管する市町村教育委員会の管内への配置が原則となりますが、短時間勤務を希望している者もいることから、場合によっては他市で採用という可能性もございます。

2 転任・転補関係です。転任とは、市をまたいで異動すること、転補とは同一市内で異動することです。原則として異動を行わない者は、(3)のアからウに示されています。(10)新採用の教職員は、原則として採用後6年以内に他市町村へ異動となります。(11)それ以外の教職員は、同一校在職10年以内に異動を行います。本市においては、特に7年を経過した者については、積極的に異動を行っております。(19)、(20)については、教職員の心身の状況や家庭状況に応じて、可能な範囲で人事上の配慮を行うこととされております。

3 人事交流関係です。埼玉大学附属学校等との人事交流は埼玉県教育委員会とふじみ野市教育委員会が協議の上、行うこととなります。

4 その他です。(3)降任を希望する場合は、「校長、副校長及び教頭の希望による降任制度実施要項」に基づき行います。

説明は以上となりますが、本日議決をいただきましたら、9月27日に開催する臨時校長会にて、市内小中学校長に対し人事異動方針等につ

	<p>いて説明する予定となっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いいたします。</p>
富田職務代理	<p>人事異動方針細部事項の1基本方針関係(1)新採用教職員について、昨今、教職員の希望者が少なくなっているということが報じられておりまして、仮に採用されて教職員になっても、なかなかそれが継続できないといったこともあるというように聞いております。</p> <p>その次の(2)再任用職員で、「従前の勤務実績に基づく選考により再任用する。」とありますが、積極的に再任用していこうという考えはあるのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>再任用につきましては、本人の希望によりますが希望をしている職員に対して面接等を実施しています。</p>
教育長	<p>対象者には、是非残って欲しいとは声をかけながら、積極的に行っている状況です。</p>
富田職務代理	<p>是非、経験の多いベテランの先生方に残っていただけるような、環境作りや雰囲気作りなどをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
吉野委員	<p>再任用職員の年齢制限はどれくらいでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>再任用職員は65歳までです。</p>
教育長	<p>再任用職員は65歳までですが、今現在72歳の方もいます。これは再任用職員としてではなく、いわゆる講師というような形をお願いしています。現状、再任用職員や講師でなんとか回っていて、非常に厳しい状況です。</p>
教育長	<p>ほかにご質問はございますか。</p>
吉野委員	<p>新採用教員につきましては、1年間の条件付き採用だと思います。最終的な判断は、2月頃だと思うのですが、その辺りの経過的な観察状況等は、どのように進めているのでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>県が調査に来ているのを含め、我々指導者によって定期的な訪問をしております。2月に最終訪問に行きますが、夏休み明けに全校に訪問したところでございます。</p>

吉野委員	新採用教員につきましては、いろいろな課題等もあるかもしれませんが、教育委員会のご指導等により、上手く育てていただきたいな、と要望したいと思います。
教育長	ほかにご質問はございますか。
西山委員	昨年度から変更になった場所はありますか。
学校教育課長	変更はございません。
西山委員	教職員の採用が難しい状況にありますので、現状に即した文言に変更していてもよいのではないのでしょうか。
教育長	<p>教職員の身分はふじみ野市の職員ですが、県費負担教職員であり、異動等も含め人事異動は県が行っています。この異動方針及び細部事項については、まさに県が行うものを市町村が代行してるような部分がございますので、変えるのが難しい状況です。</p> <p>ただ、仰る通り、現実には即しているかどうかという点、採用されて数ヶ月で辞めてしまう職員がいて、その後補充もなく、教頭等が担任の代わりにやっているような現状を考えますと、考えていかなければならない、変えていかなければならないところは多々あるというように私も感じているところでございます。</p> <p>ほかにご質問はございますか。</p>
各委員	(なし)
教育長	<p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第37号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(賛成)
教育長	賛成総員と認め、第37号議案は、原案のとおり決定いたします。
教育長	<b>○第38号議案</b>
社会教育課長	<p>次に、第38号議案「ふじみ野市立図書館協議会委員を委嘱することについて」の説明を社会教育課長よりお願いします。</p> <p>委員名簿案を御覧ください。</p> <p>本議案につきましては、ふじみ野市立図書館協議会委員の任期が令和6年9月30日をもちまして任期満了となるため、10月1日付で委員名簿の皆様へ図書館協議会委員を委嘱するものでございます。</p>

	<p>任期は令和6年10月1日から令和8年9月30日までの2年間となります。</p> <p>それぞれの団体からご推薦いただきました10名の委員でございますが、全員が再任の結果となっており、委員を継続いただく事となりました。</p> <p>説明は以上となります。</p> <p>この案件について、委員の皆様からご質問がございましたらお願いします。</p>
教育長	
各委員	(なし)
教育長	<p>ご質問がないようですのでお諮りいたします。</p> <p>第38号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	(賛成)
教育長	<p>賛成総員と認め、第38号議案は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議を終了します。</p> <p><b>○各課からの報告</b></p>
教育長	次に、ここで各課から別件で報告をしておくべき事項がありましたらお願いします。
各課長	(報告)
教育長	ただ今の各課からの報告事項について、委員の皆様からご質問・ご意見等がございましたらお願いします。
各委員	(なし)
教育長	よろしいでしょうか。ありがとうございました。
	<b>○次回の日程等</b>
教育長	<p>続いて、次回の定例教育委員会会議についてです。</p> <p>次回は、令和6年10月22日(火) 午後6時30分から、会場は第2庁舎3階B301会議室を予定しております。</p> <p>なお、傍聴人の数ですが、5名までとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	(異議なし)

<p>教育長</p> <p>各委員</p> <p>教育長</p>	<p>それでは、次回教育委員会会議の傍聴人は、先着順に5名を限度とします。</p> <p>(了承)</p> <p>○閉会の宣告</p> <p>以上で、令和6年第9回定例教育委員会会議を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>(午後7時30分)</p>	